

## 税の減免・公共料金の割引等

### 1. 税の優遇制度

#### (1) 所得税、住民税の所得控除

①障害者控除 …… 本人、配偶者（同一生計配偶者）若しくは扶養親族が身体障害者手帳（3級～6級）、又は療育手帳（B1・B2）を所持されている場合  
精神障害者保健福祉手帳2級～3級を所持されている場合等

②特別障害者控除 …… 本人、配偶者（同一生計配偶者）若しくは扶養親族が身体障害者手帳（1級・2級）、又は療育手帳（A1・A2）を所持されている場合  
精神障害者保健福祉手帳1級を所持されている場合等

(問い合わせ) 所得税 …… 粉河税務署 TEL 73-3301  
住民税 …… 税務課 TEL 62-2141 内線 141～144

	所得税（所得控除額）	住民税（所得控除額）
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

#### (2) 相続税における障害者控除

障害者の方が相続によって財産を取得した場合、その方が85歳に達するまでの年数に10万円、特別障害者については20万円を乗じた金額を税額から控除します。

※平成28年12月31日以前の相続開始の場合は1年につき6万円、特別障害者は12万円になります。

(問い合わせ) 粉河税務署 TEL 73-3301

#### (3) 個人事業税の非課税

重度の視覚障害者（全盲又は両眼の視力（矯正した場合の視力）が0.06以下の者）が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を行う場合は、その事業に対して事業税が課税されません。

(問い合わせ) 紀北県税事務所（那賀総合庁舎内） TEL 61-0067 課税課

#### (4) ゴルフ場利用税の非課税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた方が、ゴルフ場受付窓口で手帳を提示すればゴルフ場利用税は課税されません。

(問い合わせ) 和歌山県税事務所（和歌山県庁第2南別館1階）  
TEL 073-441-3402 自動車税・間税課

(5) 軽自動車税及び自動車税（種別割・環境性能割）の減免

自動車等（軽自動車を含む）の所有者（割賦販売の場合は、自動車検査証等の使用者欄に記載された方）、使用者名義が障害者本人になっている自動車等（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は、その者と生計を一にする者の名義となっている自動車等）で、①障害者本人が運転する場合、②もっぱら当該障害者等の通学・通院等のためにその者と生計を一にする者が運転する場合（同一生計者運転）③障害者（別表1中、常時介護者運転欄）のみで構成される世帯の障害者を常時介護する者が障害者のために継続して（1年以上）日常的に（週3日程度以上）運転する場合（常時介護者運転）、当該自動車等に課税される軽自動車税及び自動車税が障害者1人につき1台に限り減免されます。

なお、令和元年10月1日から「自動車取得税」が廃止され、自動車税（軽自動車税）環境性能割が創設され、同時に、「自動車税（軽自動車税）」は「自動車税（軽自動車税）種別割」に名称が変更されました。

<減免申請方法>

○下記の必要書類を添えて、軽自動車税種別割については市役所税務課にて、自動車税種別割、自動車税（軽自動車税）環境性能割については紀北県税事務所にて手続きをしてください。

- |   |   |
|---|---|
| <1>障害者本人運転の場合・・・  | 下記の①～③ ※軽自動車税種別割の場合は①～④   |
| <2>同一生計者運転の場合・・・<br>（同一住所地に一緒に住んでおり<br>日常生活の資を共通にしている<br>家族が運転する場合） | 下記の①～③、⑤と、障害者と運転者が同一世帯であるとわかる住民票<br>（世帯全員・続柄記載のもの）又は同一生計証明書<br>※軽自動車税種別割の場合は①～⑤、住民票の省略可 |
| <3>常時介護者運転の場合・・・<br>（別表1中、常時介護者運転欄に<br>該当する障害者のみの世帯）                | 下記の①～③と常時介護証明書（①～③、⑤、⑥の書類を添えて<br>市社会福祉課で交付を受けてください。）<br>※軽自動車税種別割の場合は①～⑤と常時介護証明書        |

記

①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ②運転免許証 ③車検証又は車検証記録事項（登録前の場合、車台番号の控）※軽自動車税種別割の場合は車台番号の控は不可 ④「マイナンバーカード」又は「氏名、住所等が住民票と一致している通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し等」 ⑤当該自動車を身体障害者等のために使用していることを証する書面（生業、通学、通園、通院証明等） ⑥自動車運行計画書
---

<減免申請期限>

【自動車税種別割】

○既に（毎年4月1日現在）自動車を所有している場合

- ・納期限までに減免申請を行った場合は、審査後、年税額（限度額まで）を減免
- ・納期限後に減免申請を受け付けた場合は、審査後、申請の翌月以降の月数に応じて年税額の月割相当額（限度額の月割相当額まで）を減免

○新車登録又は中古新規登録で自動車を購入（取得）する場合

- ・運輸支局で登録をする時まで又は登録後1カ月以内（限度額まで減免）
- ・登録後1カ月後（月割相当額を減免）

【自動車税環境性能割】

○自動車……運輸支局に新規登録・移転登録をする時まで又は登録後1カ月以内（限度額まで減免）

【軽自動車税環境性能割】

○軽自動車……軽自動車検査協会に新規検査・移転届出をする時まで

【軽自動車税種別割】

○既に（毎年4月1日現在）軽自動車を所有している場合

- ・納期限（5月末）までに減免申請を行った場合は、審査後、年税額を減免

<問い合わせ先> ・社会福祉課…Tel 62-2141 内線323 ・税務課…Tel 62-2141 内線144  
・紀北県税事務所（那賀総合庁舎内）課税課…Tel 61-0067

別表1

## 自動車税等減免対象障害者

障害の区分		本人運転	同一生計者・常時介護者運転	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級及び4級の1	左に同じ	
	聴覚障害	2級及び3級	左に同じ	
	平衡機能障害	3級	左に同じ	
	音声機能障害	3級（ただし喉頭摘出による音声機能障害があるものに限る。）		
	上肢不自由	1級及び2級	1級、2級の1（両上肢機能の著しい障害）及び2級の2（両上肢の全ての指を欠くもの）	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級、2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ	
	じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ	
	呼吸器機能障害	1級及び3級	左に同じ	
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	左に同じ	
小腸機能障害	1級及び3級	左に同じ		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	左に同じ		
肝臓機能障害	1級～3級	左に同じ		
療育手帳	重度（A）	左に同じ		
精神障害者保健福祉手帳	1級	左に同じ		

※戦傷病者手帳をお持ちの方は、紀北県税事務所までお問い合わせください。

## 2. 旅客運賃等の割引

### (1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引

障害程度	距離	介護者	普通乗車券	回数乗車券	普通急行券	定期乗車券
第1種 ※1 要介護を認められる方	制限なし	1名まで本人と同じ扱い	5割引	5割引	5割引	5割引 小児を除く
第2種 上記以外の方	片道100km超乗車の場合		5割引			※2

※1 第1種の方が単独で乗車する場合は、第2種扱いになります。

※2 第2種であっても12歳未満の障害児の場合は、介護者1人まで乗車券が5割引になります。

〈問い合わせ〉 各駅の窓口

### (2) 航空運賃の割引

一部の航空会社において、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方が国内線を利用する場合、本人及び介護者1名に対し割引率が適用されます。

割引率適用の有無、割引率等は、航空会社や利用路線により異なります。詳細については、各航空会社にお問い合わせください。

（注意）障害児が12歳未満の場合は適用されません。

〈問い合わせ〉 各航空会社、旅行会社

### (3) バス乗車運賃（普通運賃）の割引

身体障害者手帳・療育手帳

介護付の場合 本人及び介護者（1名まで） 5割引

単独の場合 本人のみ 5割引

精神障害者保健福祉手帳は、一部のバス会社で割引があります。

〈利用方法〉 料金を支払う際に、該当する手帳を提示してください。

10円未満の端数は切上げになります。

※ 和歌山バス(株) 和歌山バス那賀(株)運行の一般路線バスで割引。

本人 5割引

身体障害者手帳1種介護付 介護者（2名まで） 5割引

療育手帳1種介護付、精神障害者保健福祉手帳1級 介護者1名 5割引

（その他のバス会社については要問合せ。）

〈問い合わせ〉 各バス会社

(4) 市福祉タクシー（タクシー料金の一部助成）

重度障害者（児）の方がタクシーを利用する場合、タクシー運賃の一部を助成します。

〈対 象 者〉

市内に在住する1級・2級の身体障害者手帳、A1・A2の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

〈利用方法〉

社会福祉課で交付する福祉タクシー利用券1枚を提出するとともに、利用料金から基本料金相当額を控除した額を運転手に支払ってください。

〈利用券交付に必要なもの〉 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388

(5) タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方に対して、タクシー料金が10%割引される場合があります。

〈利用方法〉 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示してください。

〈問い合わせ〉 各タクシー会社

3. NHK受信料の減免

(1) 半額免除 契約者が視覚・聴覚障害者又は重度の障害者（身体障害者（1級・2級）、知的障害者（A1・A2）、精神障害者（1級））で世帯主の場合

(2) 全額免除 身体障害者、知的障害者、精神障害者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合（同じ住所で世帯分離されている方も含みます）

〈申請方法〉 社会福祉課で交付し、証明を受けた申請書をNHKへ提出します。

〈申請書発行に必要なもの〉 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳  
②印鑑

〈問い合わせ〉 NHK和歌山放送局 TEL 073-426-7000  
社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388

#### 4. 有料道路通行料金の割引

有料道路における通行料金が半額になります。

##### 〈対象者〉

- 障害者本人運転 身体障害者手帳を所持する方（障害の種別は問いません）本人が運転して有料道路を利用される場合
- 介護者運転 第1種の身体障害者手帳、第1種の療育手帳を所持する方を乗せて有料道路を利用される場合

##### 〈対象自動車の範囲〉

乗用自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車で乗車定員10人以下の乗用のものに限る）及び貨物自動車（ライトバン等、乗車定員が4人以上10人以下で、最大積載量が500kg以下のもの）、特殊用途自動車（キャンピング車等、乗車定員が10人以下のもの）、二輪自動車（総排気量が125CCを超えるもの）

障害者1人につき1台のみ登録となります。

（注意）一部登録の対象とならない自動車もあります。

##### 〈利用方法〉

現金等で支払う場合や、事前登録されていない自動車を利用する場合

一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで身体障害者手帳又は療育手帳に貼付された割引有効期限の記載されたシールを係員にご提示ください。

E T C無線通行（ノンストップ走行）を事前登録された車で利用する場合

事前登録されたE T Cカードを、事前登録された車載器に挿入し、通行してください。

##### 〈割引証明に必要なもの〉

- ①身体障害者手帳または療育手帳 ②運転免許証（障害者本人運転の場合のみ） ③車検証・自動車検査証記録事項 ④E T C車載器セットアップ申込書・証明書 ⑤E T Cカード（18歳以上の障害者の場合は本人名義・18歳未満重度障害者の場合は親権者又は後見人名義）

※ ④・⑤については、E T Cレーンを利用する場合のみ必要です。

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 388  
有料道路E T C割引登録係 TEL 045-477-1233

#### 5. 携帯電話基本使用料等の割引

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社において、携帯電話の基本使用料等の割引があります。割引額は各会社により異なります。

##### 〈対象者〉

1. 身体障害者手帳、又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
2. 特定医療費（指定難病）受給者証保持者

〈問い合わせ〉 各機種取扱店

## 6. 岩出市巡回バス優待事業

高齢者、障害者（児）並びに生活保護を受けている方にあいあいカードを発行し、岩出市巡回バスの乗車について無料とします。

なお、高齢者、障害者（児）については、介助者1名に限り無料とします。

### 〈対 象 者〉

1. 身体障害者手帳1級・2級・3級所持者、療育手帳所持者
2. 精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者
3. 満65歳以上の者
4. 生活保護受給者

### 〈カード交付に必要なもの〉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

〈問い合わせ〉 社会福祉課 TEL 62-2141 内線 323

## 7. 保育料等の減免

保育所等を利用している児童又は同居している方が障害者（児）の場合、保育料や保育所給食費の一部が減額若しくは免除となる場合があります。ただし、すべての方が適用になるとは限りません。

### 〈対 象 者〉

本 人 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持し、保育所等を利用する場合

同居人 保育所等を利用する児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方と同居している場合

### 〈申 請 方 法〉

保育料等減免申請書に所持している手帳の写しを添付し、子ども家庭課へ提出します。

### 〈申請に必要なもの〉

所持している手帳の写し

〈問い合わせ〉 子ども家庭課（総合保健福祉センター内） TEL 67-6324

## 8. ふれあい収集

家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなどを収集する制度です。

〈対象者〉

家庭ごみを集積所まで自ら持ち出すことが困難であり、他の方からごみ出しの協力が得られない方で、次の（１）から（４）のいずれかに該当する方	
（１）	要介護認定の方
（２）	身体障害者手帳（肢体不自由 １・２・３級 視覚障害 １・２級）の交付を受けている方
（３）	療育手帳の交付を受けている方
（４）	精神障害者保健福祉手帳（１・２級）の交付を受けている方

〈収集できるごみ〉

可燃ごみ ・ 不燃物ごみ ・ 資源ごみ ・ 粗大ごみ

〈申し込み方法〉

①ご本人（代理人も含む）から岩出クリーンセンターに電話により申し込みをしていただきます。

※ 必ず緊急連絡先を決めてください。

②訪問調査と決定通知

職員が訪問調査を行います。その際、具体的に状況を教えてください。

後日、利用決定通知書若しくは、非該当通知書により通知いたします。

〈問い合わせ・申し込み先〉 岩出クリーンセンター TEL 62-0814